

第 2 5 期 第 1 回 日野市町名地番整理審議会

令和 3 年 2 月 1 6 日 (火)

議題

<議案事項>

- 会長等の選出について

<協議事項>

- 日野市の町名地番整理事業について
- 川辺堀之内・上田・宮・豊田地区について

<報告事項>

- 新井・石田地区について
- 今後の審議の方向性について

〈協議事項〉

日野市の町名地番整理事業について

1. 審議会の役割
2. 町名地番整理の指定基準
3. 住所の整理を町名地番整理で行う理由
4. 町名地番整理の効果

審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、その結果を答申する。

- (1) 市が行う町名地番整理に関する事
- (2) その他市長が町界町名及び地番整理上必要と認める事項に関する事

(資料3 日野市町名地番整理審議会条例第2条より)

町名地番整理の指定基準

- 日野市は住居表示制度ではなく、**町名地番整理**を進める
(※住居表示制度：土地の地番とは別に建物に番号をつける制度で○番○号という表し方)
(資料5 日野市町名地番整理基準より)

■ 町名設定の基準

- ・単独町名は採用せず、**複数の丁目で1つの町**を構成する
- ・**町界(町と町の境)**は単純明瞭にするため**道路・水路等の不変性のもの**とする
- ・丁目の起点は原則、**東とし西へ行くにつれて丁目の数**を加える
- ・一丁目の大きさの目安は**15~20ha**(住居地域)
- ・町名の選択は**住民の意向**を尊重する。市内でまぎらわしい類似の名称が生じないようにし、由緒ある名称や親しみ深く簡明で語調の良いものを選択

■ 地番設定の基準

- ・おおむね**5,000m²**をもって一つの親地番とする
- ・**地番の起点は東**に置き、進路は**一定の方式**による(回転式、蛇行式など)
- ・**枝番の起点は東**に置き、進路は**右回転**を原則とする
※42番、44番(忌み番号)はできる限り道路、水路に振る
- ・**地番は登記所**(市では東京法務局立川出張所)が定める



- 地番混乱が市全域におよび、住所の混乱が現市街地以外の地区、道路等の整備がされていない地区に多くあることから、住居表示に関する法律によることは不適當
- 飛び地や大字の不明確さをなくすため町界町名を整理し、また地番と地番区域が広いため4桁の大字が多く、これらを整理するために地番整理を行う
 - 町界町名整理事業と地番整理事業を同時に行う

(日野市新町丁目地番整理調査会答申S42.8.25)

災害時の避難指示が円滑かつ正確に行うことができます

(例：大字新井の場合)

町名地番整理実施前

大字新井にお住いの方は〇〇避難所か▲▲地区センターに避難してください！



町名地番整理実施後

新井〇丁目のみなさんは〇〇避難所、▲丁目のみなさんは▲▲地区センターに避難してください！

建物の収容可能人数を上回る危険性

こまやかな誘導

災害避難区域等が細かく設定でき区域指定が容易になることにより世帯数や人口の算出が迅速かつ明瞭になります。
発災時、不明者や要支援者等の人数把握がしやすくなり、共助・公助により迅速な救助活動が可能となります。

消防・救急・警察等の緊急自動車の到達時間のさらなる短縮になります

119番

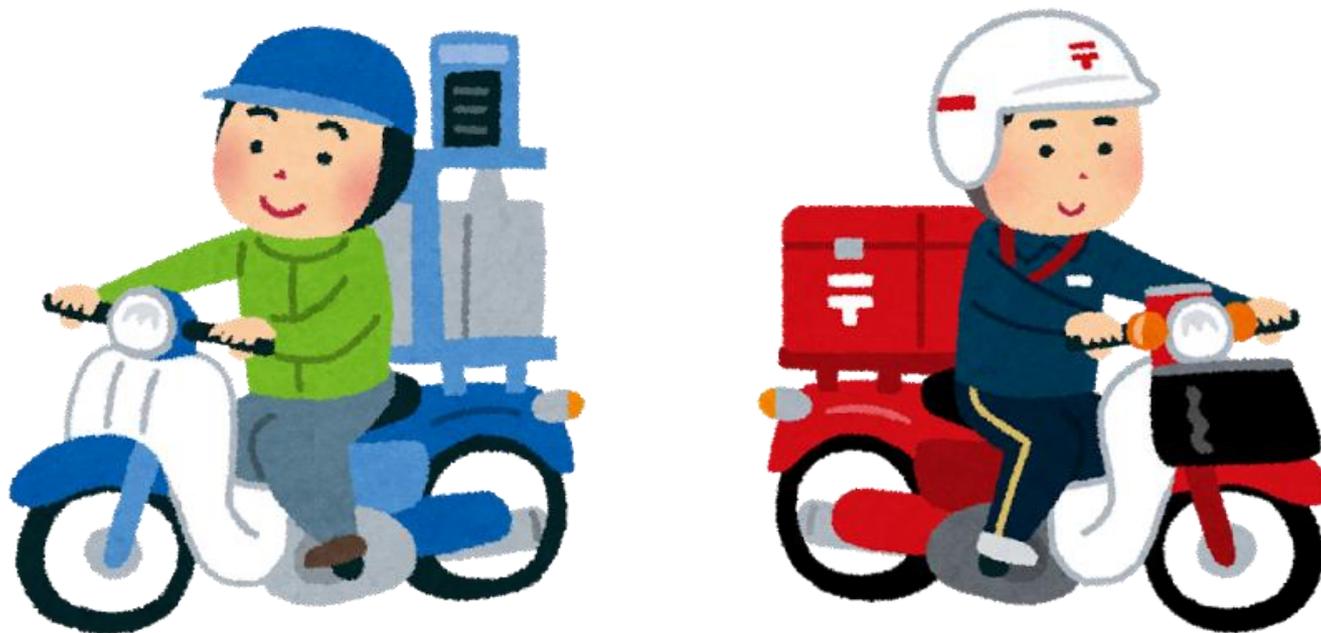


110番



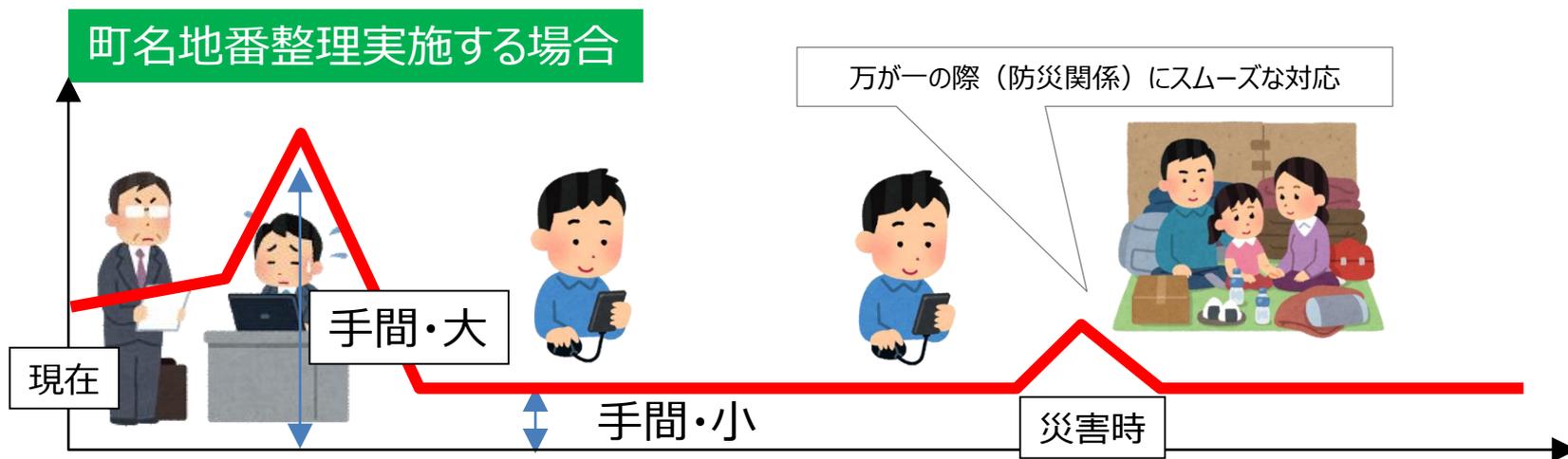
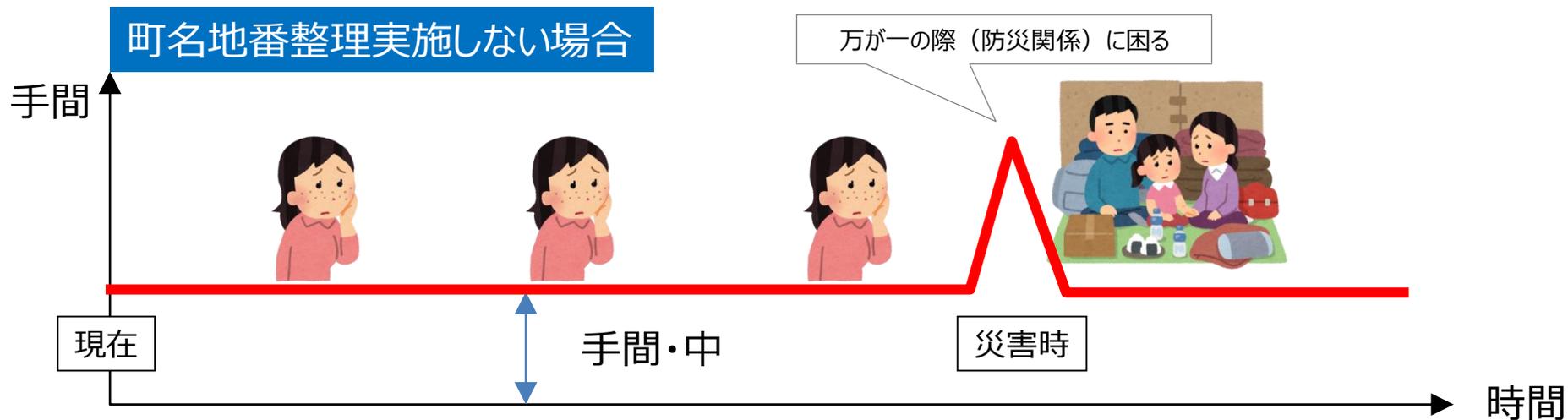
通報を受けてから現場に出るまで、一刻を争う際に、目標付近の道が複雑な場合でも、道のり選択をスムーズに行えます。

現地訪問の時間短縮・配達、宅配、出張サービスの精度向上を図ることができます



公共サービスでは、住民登録の際の公図による現地確認、建築確認申請時の位置確認、地番申請される事務の効率化、福祉、介護等の現地訪問に要する時間短縮、民間サービスに関しても、配達・宅配・出張サービス等の時間短縮や精度向上が図れます。

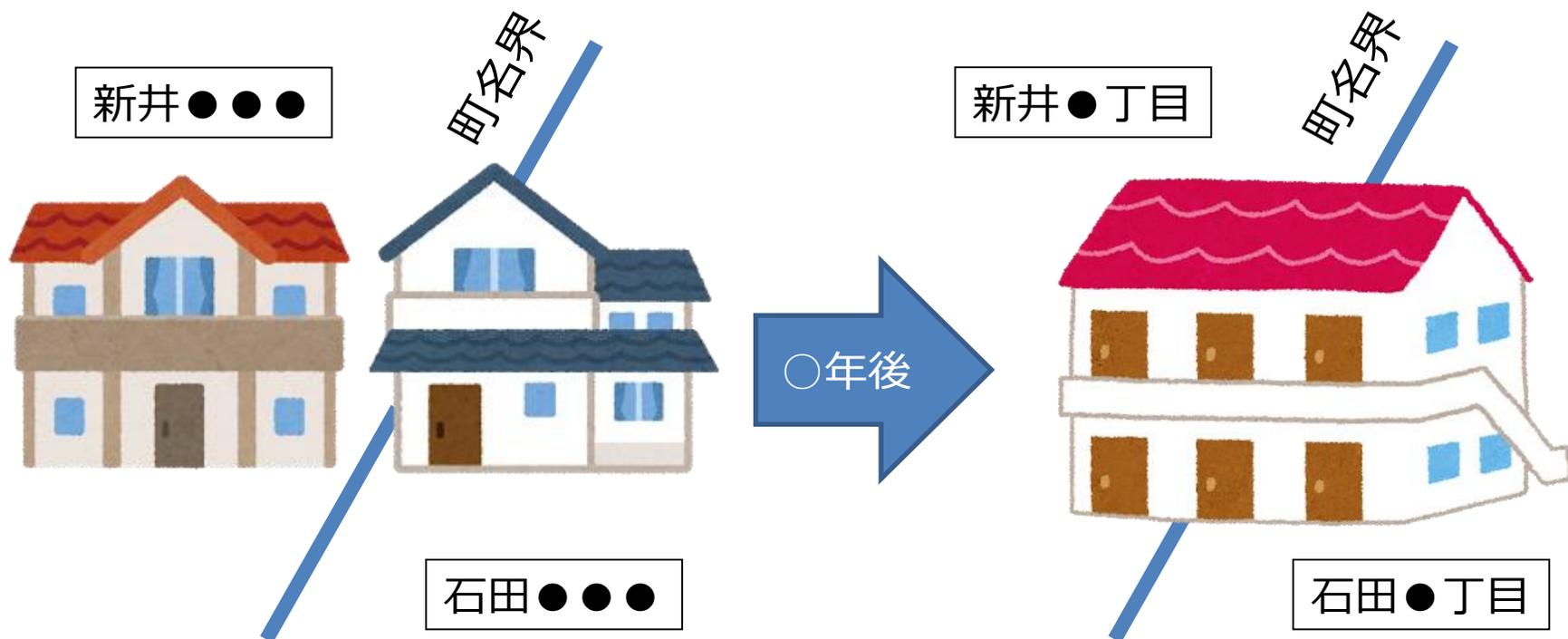
よくある意見「手間がかかるので事業に賛成したくない(イメージ)」



町名地番整理は、一時的に大きな手間(デメリット)がかかりますが、実施後も、継続して効果を得られます。万が一の際も、町名地番が整理されていることで、行政の他にも消防や警察もスムーズな対応が可能となることが期待できます。長い目で見れば、さまざまな効果を受けることができます。

よくある質問「町界は道路、水路とするのか？」

- 民地と民地を町名界とした場合…（大字新井・大字石田の場合）



既存の筆界を町名界とした場合、マンション等の筆を跨ぐ建物が建てられた際に町名が跨ぐ場合が出てきます。原則、形状が不変とされる地形地物を町名界とする指定方針となっています。

〈協議事項〉

川辺堀之内・上田・宮・豊田地区 について

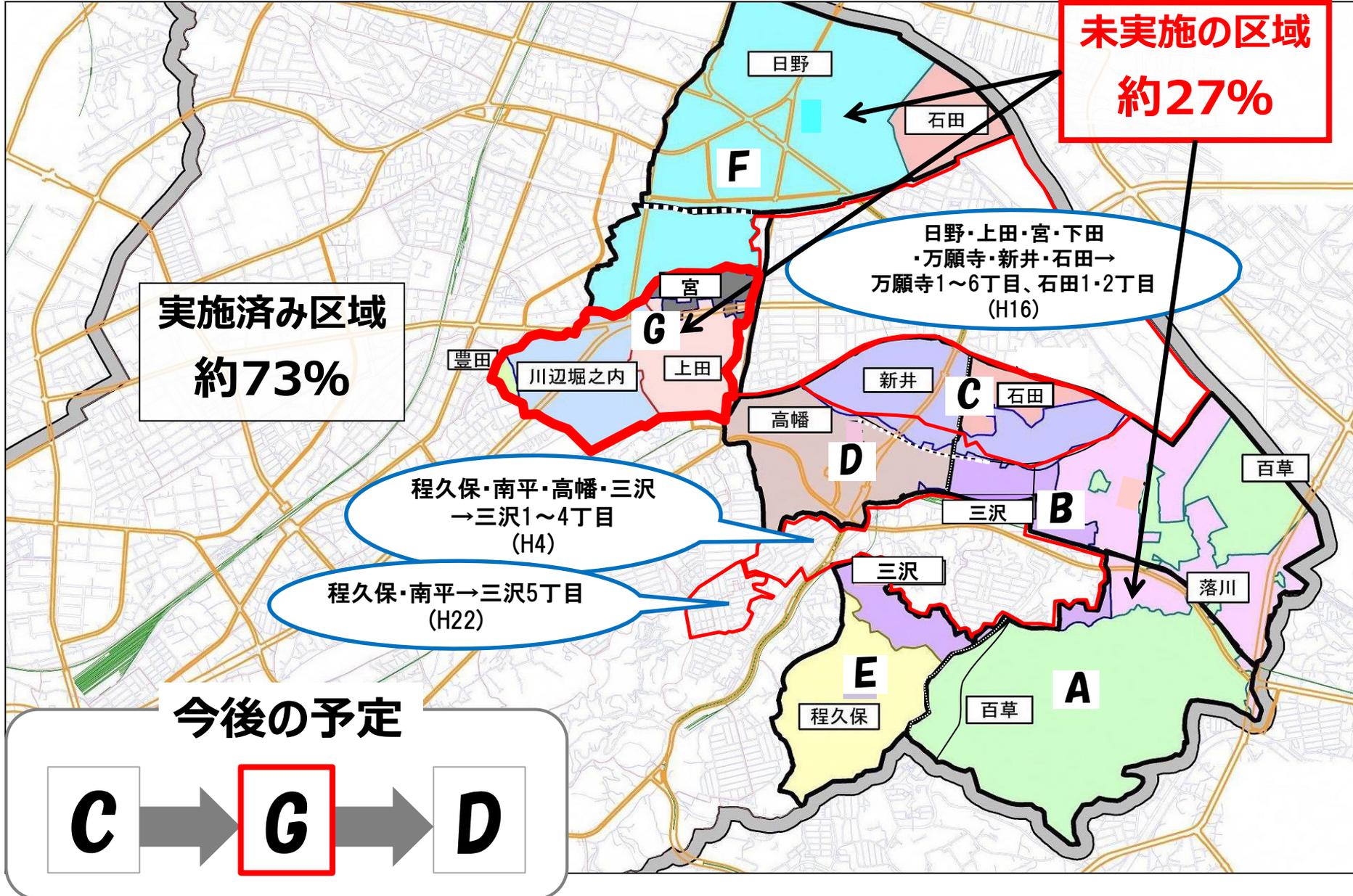
1. これまでの振り返り
2. その後の動き
3. 今後のスケジュールについて

川辺堀之内・上田・宮・豊田地区に関する経緯

開催時期	実施内容	詳細内容・結果
昭和56 (1981)年	万願寺土地区画整理事業 事業開始	万願寺土地区画整理（市施行） 事業の開始
平成15 (2003)年	「宮」町名の存続、及び万願寺に 繰り入れられた「宮」地区の見直し を求める請願」	請願第15-10号 ➤ 別添資料1 「宮」町名の存 続、及び万願寺に繰り入れら れた「宮」地区の見直しを求め る請願 ➤ 採択
平成16 (2004)年 8月	万願寺土地区画整理事業 換地処分	万願寺土地区画整理 事業の完了
平成21 (2009)年 3月	川辺堀之内土地区画整理事業 事業開始	川辺堀之内土地区画整理（組合施行） 事業の開始

これまでの振り返り

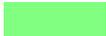
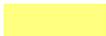
■市内の町名地番整理の状況



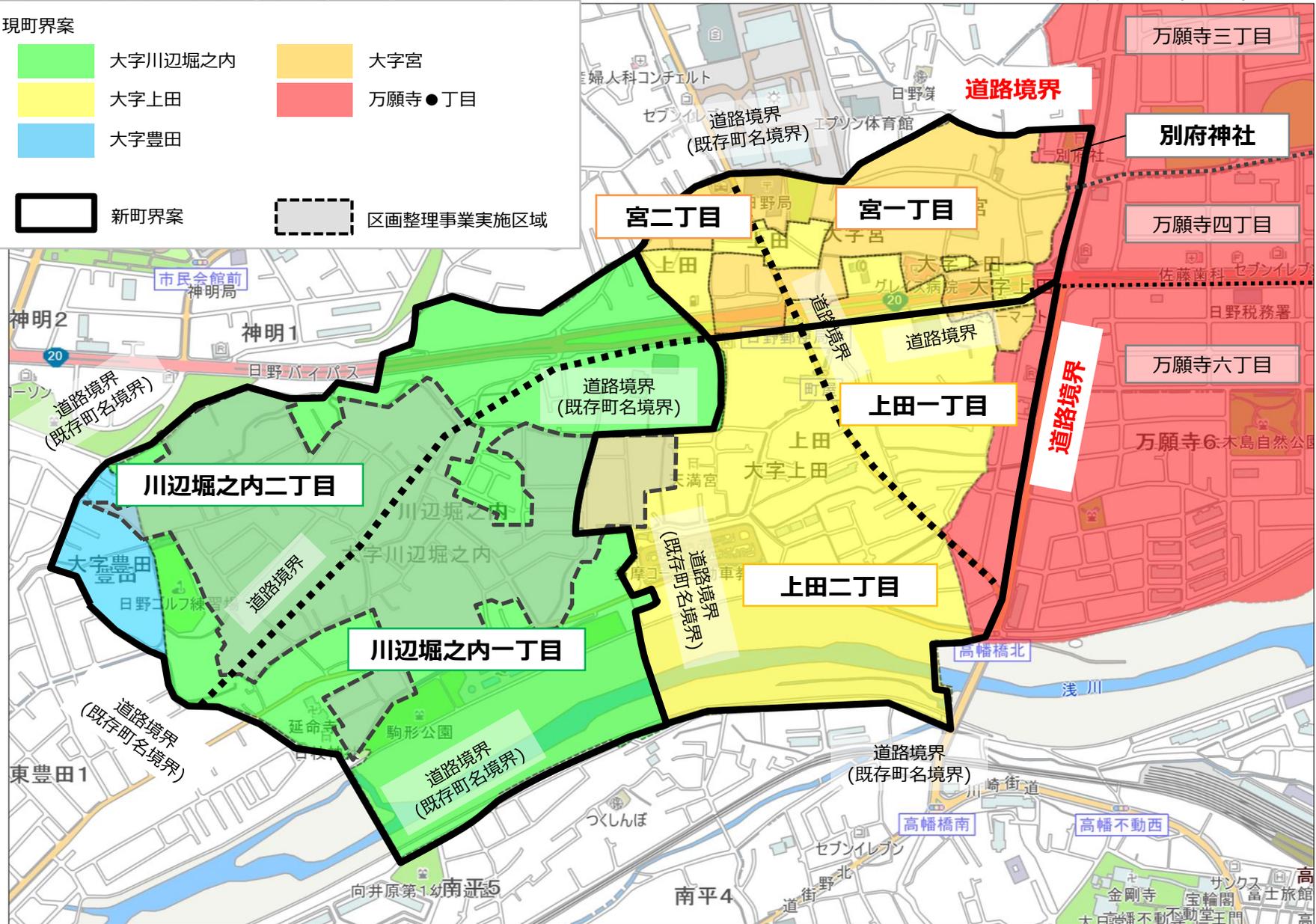
これまでの振り返り

第24期第2回（平成31(2019)年2月） 日野市町名地番整理審議会の振り返り

現町界案

	大字川辺堀之内		大字宮
	大字上田		万願寺●丁目
	大字豊田		

	新町界案		区画整理事業実施区域
---	------	---	------------



2018年7月28日 **川辺堀之内土地区画整理組合理事との懇談会**

- 川辺堀之内土地区画整理事業地内の実施はこれで良い

2018年10月11日 **「川辺堀之内」・「宮」・「上田」・「万願寺3丁目46番地」
各自治会役員との懇談会**

- 別府神社は、歴史的・地域的観点から、「宮」に戻すべき
- 過去に土地区画整理事業を実施し、町名地番整理をして、万願寺三丁目が定着しており、「宮」に戻すことは反対

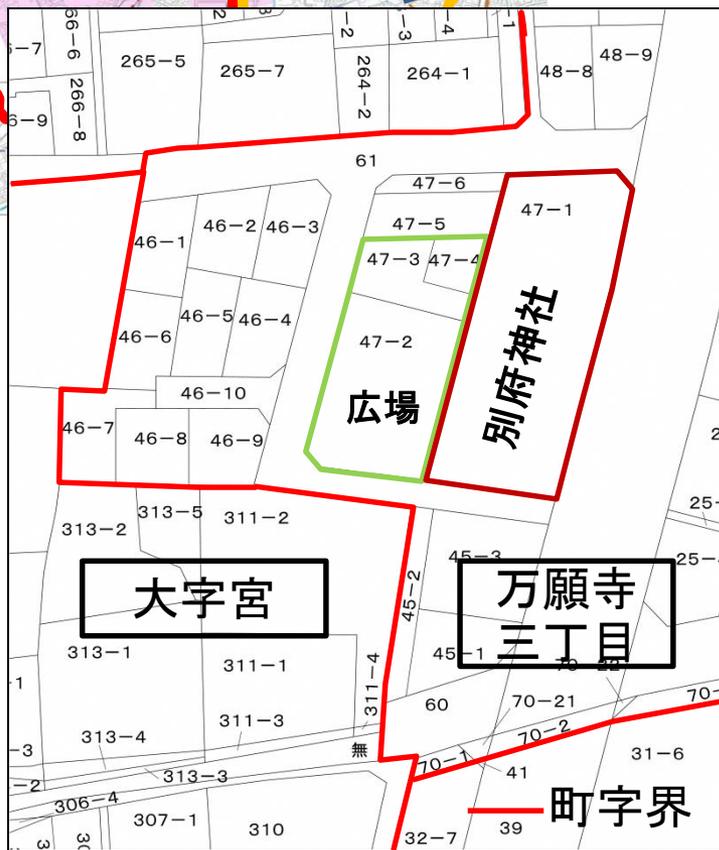
2018年12月2日 **宮自治会 臨時総会（周辺自治会も参加）にて懇談**

- 新川崎街道から西側を「宮」・「上田」に戻す案に賛成
- 別府神社がある地域は「宮」とすべき
- 万願寺と定着している区域を今さら「宮」・「上田」に変更することは反対・両者の意見をきいて、それぞれの主張に妥当性があるので、市は、道路や水路で町界を決めるという画一的な考えをせず、柔軟な考え方で境界を決めてもよいのではないか。
- 別府神社のみを「宮」に戻し、現在万願寺であるところは継続してはどうか

懇談会の結果を受け、 第24期第2回（平成31(2019)年2月15日）日野市町名地番 整理審議会にて協議した内容

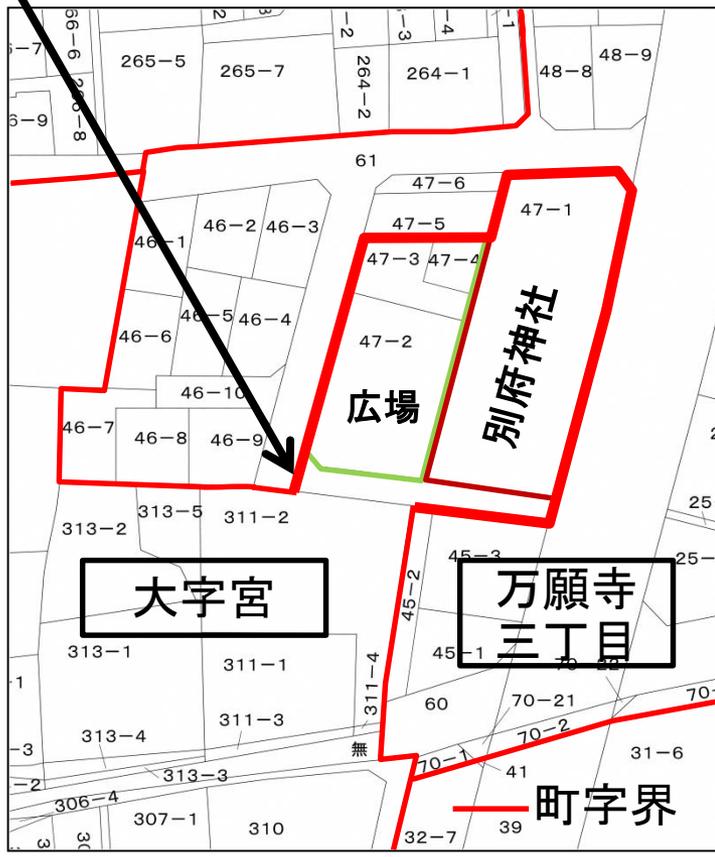
- 町名地番整理を実施することについて異議はない
- 大字豊田・大字川辺堀之内・大字上田の区域で区画整理事業を実施していることから、この3つの町区域については、同時に町名地番整理を実施する必要がある
（上田を実施するなら宮も実施する必要がある）
- 市民生活において、地名が万願寺として定着しているという事情と、歴史的・地域的経緯を総合的に考慮し、別府神社について、「宮」とし、「万願寺」については変更しない。

別府神社の詳細の区域について



変更前

道路については分筆が必要



変更後

宮自治会からの嘆願書による反対

2020年1月21日 **宮の町名地番の嘆願書（修正版）** ……別添資料2

【要旨】

- 別添資料1 「第15-10号「宮」町名の存続、及び万願寺に繰り入れられた「宮」地区の見直しを求める請願」が採択されており、その通りに実行して欲しい

2020年1月28日 **宮自治会 懇談会 歴代自治会長等 8名**

- 請願を採択しているという流れがあることをしっかりと市として審議会へ説明をして欲しい

2020年2月3日 **日野市町名地番整理審議会に関する嘆願書** ……別添資料3

【要旨】

- 臨時総会は都市計画課の説明を聞く機会、案や意見をまとめ、何かを決定するための会ではなかった。
- 万願寺から宮に戻すことに反対の住民が、不満を前面に出してあまりに攻撃的だったのでそれ以上は言えないという事態だった。その方が別府神社だけ宮に戻せばいいのではないかと発言した。
- 宮の人々の公式の声は採択された請願（第15-10号）の実現以外にない。
- 審議会が間違っって進められることは承服できないため、訂正をして欲しい

宮自治会からの嘆願書による反対

2020年6月1日

宮自治会 意見交換 役員3名

- 嘆願書は新川崎街道から西側を宮に戻し、東側は万願寺のままでよいという趣旨
- 新住民の反対があったとしても、原則は宮に戻すこと、例外として万願寺のままとするという整理にしてほしい
- ヒアリングの方法については、地権者に話を聞いてほしい。地名は投票でも多数決でも決めるものでもない。
- 説明会については、市が主導で関係者全員に対して行ってほしい。
- 宮と上田については今後組合等による区画整理という話もあり、町名地番整理の際、現在の地番を使用できないか。例えば、100番地であれば、1丁目100番地という感じで（要望）



市の対応案

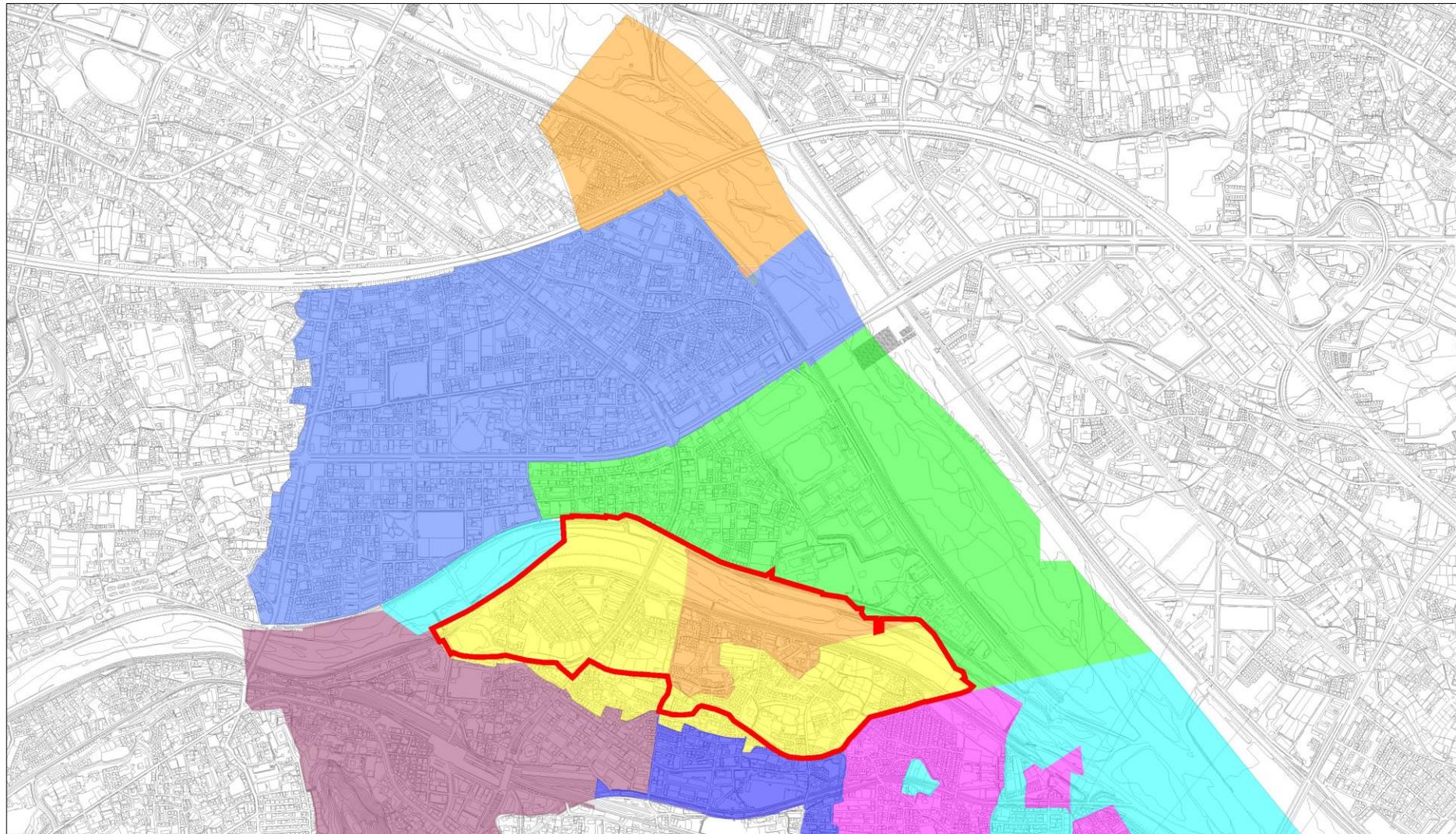
- 第24期第2回 日野市町名地番整理審議会の内容を訂正させていただきたい
- 縁辺部の地域住民と再度調整を行い、合意形成を図りたい

時期	内容	内容
2021年 2月16日	日野市町名地番整理審議会 (本日)	今後の取組みの承認
2021年 3月～	縁辺部の地域住民との再調整 (自治会 等)	
2021年 8月ごろ	日野市町名地番整理審議会 (次回)	<ul style="list-style-type: none"> • 自治会役員の意見 結果報告 • 今後のスケジュールに ついて

＜報告事項＞
新井・石田地区について

1. 新井・石田地区 状況の報告
2. 今後のスケジュールについて

新井・石田地区 町名地番整理事業実施区域について（現状町区域に着色）



- a) 対象区域及び面積 ———
 大字新井の一部及び大字石田の一部 約59ha
- b) 筆数 約2200筆
- c) 世帯数 約2200世帯

- | | |
|---|--|
| 大字新井 | 大字石田 |
| 大字万願寺 | 石田1, 2丁目 |
| 万願寺1~6丁目 | 高幡 |
| 三沢 | 落川 |

町名の新設や変更の手続き

(新井〇〇番、石田〇〇番→新井〇丁目〇番〇とする場合)

地域住民の合意形成

日野市町名地番整理審議会(学識・市民)へ
新町名や区域を諮問・承認

市議会の議決

市長による告示

説明会を開催

実施
(町名地番変更)

新井・石田地区

【配布物】

- ・町名地番変更通知書 5部
(町名地番変更証明書として使用可)
- ・新旧地番対照図
- ・住所変更のお知らせ
- ・手続きQ&A
- ・住所変更通知用ハガキ50枚
- ・戸番票

1. 2020年夏ごろ、町名地番整理事業を順延した理由

- ① 新型コロナウイルス感染のさらなる拡大の懸念がある中、2200世帯程の地域住民に対し、市役所だけに限らず、法務局、郵便局、警察等への変更手続きや移動を余儀なくさせる事務事業は相応しくないと判断したため。
- ② 市ではこれまで、町名地番整理事業の実施に先立ち、対象者に丁寧な説明を行い進めてきていますが、今回の対象が約2200世帯と多く、3密を回避しながらの説明会や相談会の開催が困難であるため。

2. 再開理由

- ① 新型コロナウイルス感染症の対策を十分に行った上で行う。経済活動や事業を完全に止めることなく、三密対策や新しい生活様式等の感染症対策を十分に行った上で、説明会等を丁寧に実施する。
- ② 新井・石田地区に関しては、これまでの地元での合意形成、議会での説明、議決を踏まえ、事業を中断することが困難である。また、本地区の後に、川辺堀之内地区の町名地番整理も控えており、令和3年度に実施する必要がある。

3. 施行日（基準日）

施行日	手順	詳細
2021(令和3)年7月22日(木)	町名地番整理の施行 (住所変更の実施)	対象地域の方の住民票等が 新住所に書き換えられます

7月22日(木・祝)、23日(金・祝)、24日(土)、25日(日)

4. 区域全体の説明会や個別相談会について

開催の仕方は検討中

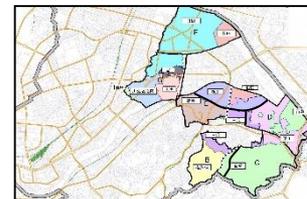
(新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で実施)

時期	内容	内容
2019年12月	議会	町区域の新設 上程
2020年5月	対象地域へ通知	<ul style="list-style-type: none"> ・4/19の説明会は未実施・中止の旨連絡 ・対象地域の方に対し今後のスケジュール等を通知
2020年9月	議会	議会で事業を延期する旨の承認
2021年2月	町名地番整理審議会	本日
2021年3月	対象地域への通知	町名地番整理事業を再開する旨の通知
2021年6月	町名地番整理に関する条例改正	保育園や駐輪場等の設置条例等の改正
	資料事前送付	<ul style="list-style-type: none"> ・新住所の通知書を各戸配付 ・「町名地番整理に関する手引き」（最終版）の発送 ・想定QA（最終版）の発送
	対象地域へ説明実施	コロナ対策を十分に行った上で開催 <ul style="list-style-type: none"> ・対象地域の方に対する説明会の実施（手続き等） ・地区センター等で個別相談会の実施（地区センター等で予約制の想定）
2021年7月	町名地番整理の施行（住所変更の実施）	対象地域の方の住民票等が新住所に書き換えられます ※冊子最終版をこの時点に間に合うように印刷・製本し配布

＜報告事項＞
今後の審議の方向性について

現状の考え方

- 日野市町名整理施行基準（その1その2）
⇒ 資料5「日野市町名整理施行基準」
- 市内の町名地番整理の状況
⇒ スライド30「市内の町名地番整理の状況」
- これまで出た意見
⇒ 別添資料4「町名地番整理審議会の審議内容と意見まとめ」



今後

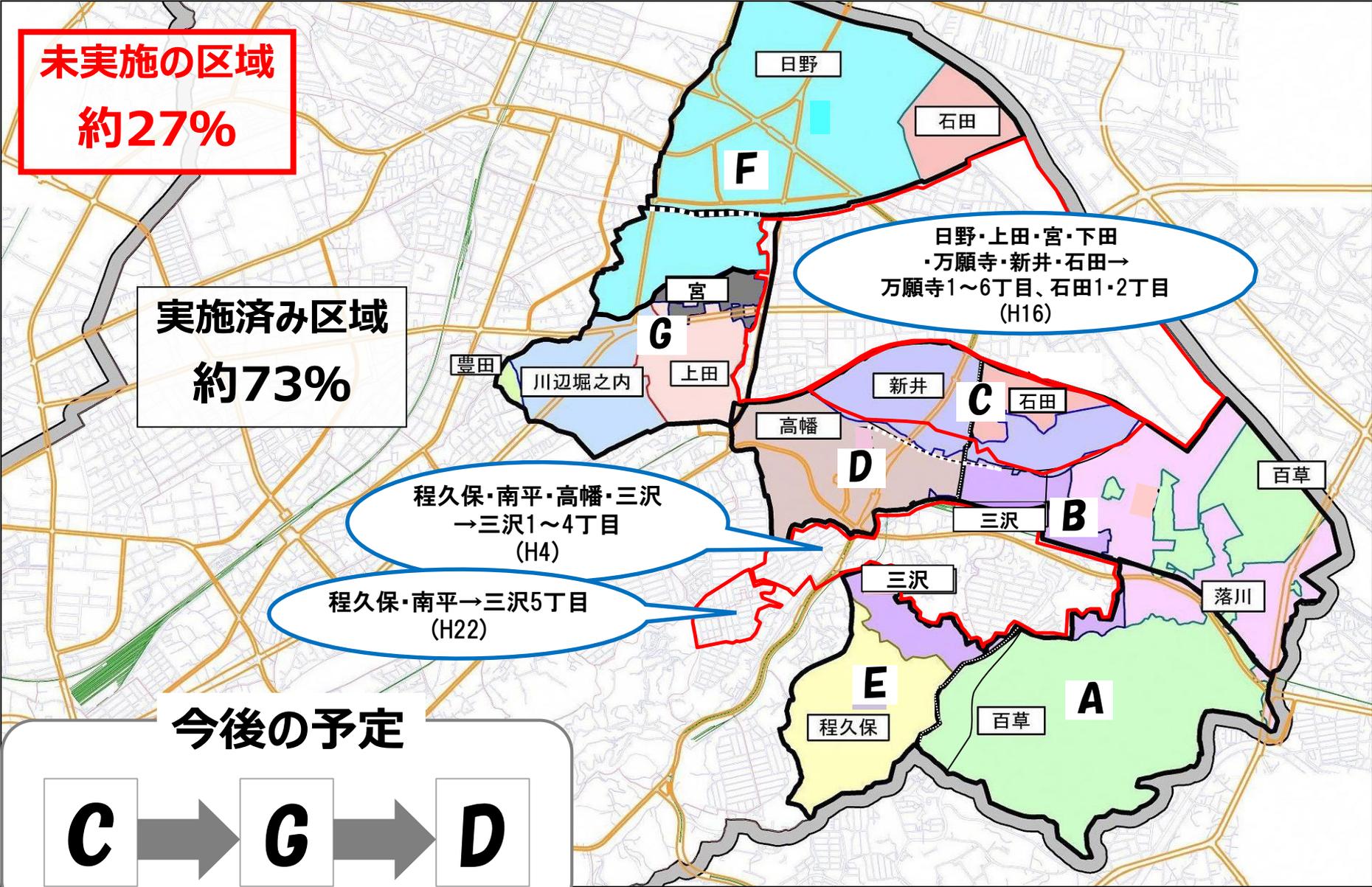
審議会で数回議論

- 町名地番整理に関する基本的な方向性について検討していきたい
- 議論していきたい内容（案）
 - 各町区域界（●丁目）の確認（町名については別）
 - 地元の意見の聞き方
 - 審議会の時期 等

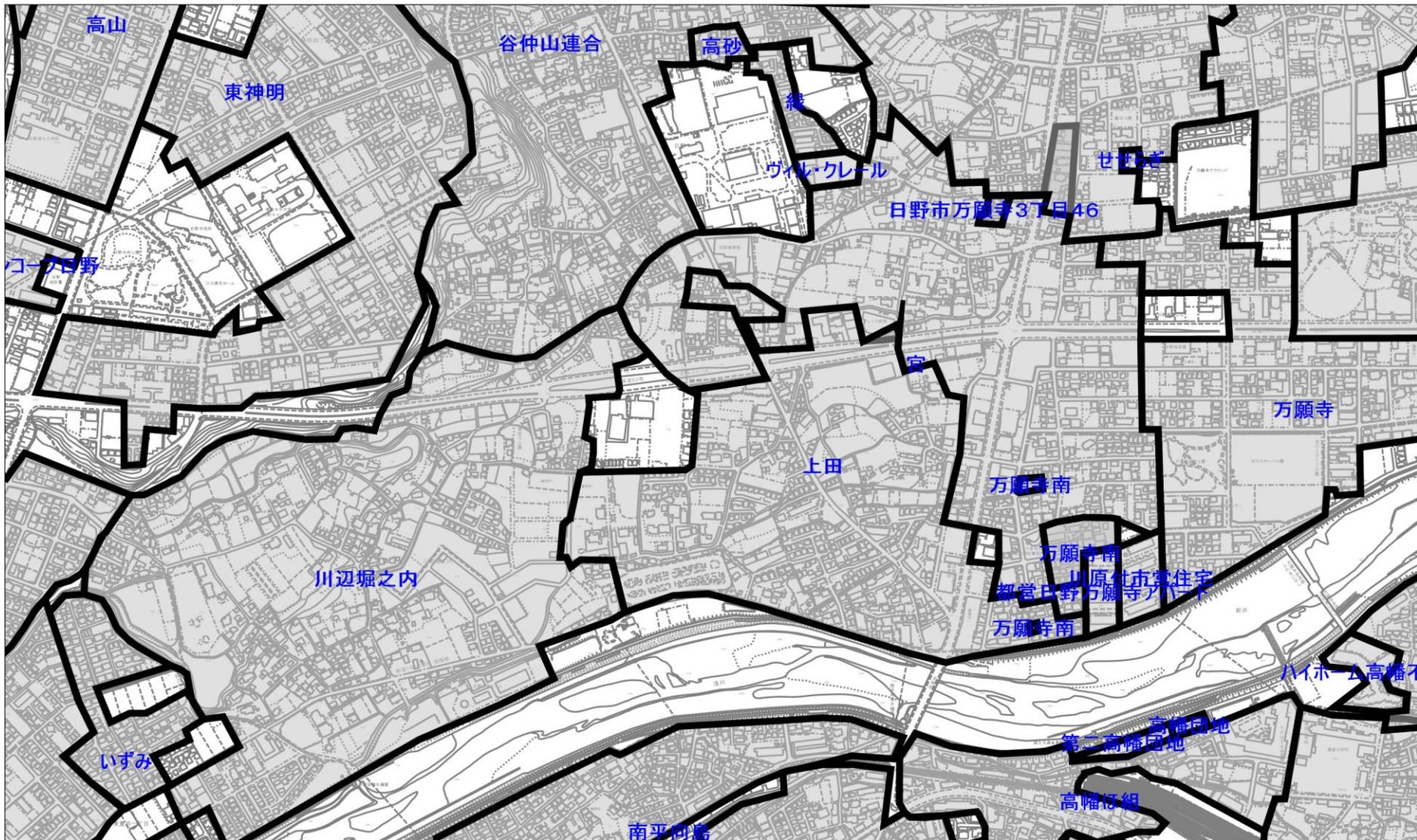
市内の町名地番整理の状況

A

新町界案・仮地区名 (A~G)



〈参考資料〉



費用について他地区の例（過去の審議会資料より）

(三沢5丁目の実績)

面積	約10ヘクタール
世帯数	580世帯
筆数	900筆
総事業費	700万円

内訳	現地調査費	150万円
	図面作成費	400万円
	案内板等製作費	150万円

(新井・石田地区)

面積	約40ヘクタール
----	----------